

# 学校いじめ防止基本方針

豊中市立新田小学校  
令和8年（2026年）4月1日

## 第1章いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人一人が個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢を持つこと、また、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることができる校内体制を構築することが大切であり、そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することにつながる。

同時に、加害児童についてもその事象のみを捉えるのではなく、児童の抱える問題を解決するために懇談を実施する等、カウンセリングマインドの視点を持って、加害児童への成長支援を実施できる校内体制を構築する必要がある。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が、児童を一人一人多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要であると考えます。

本校では、「ESDを基盤に、持続可能な社会の創り手として、主体的・対話的で協働的に学び、よりよい未来を共に創り出す子ども」を教育目標におき、ともに学び、自分の思いや考えを伝えあい・受けとめ合うという、人権教育に基づいたコミュニケーションの力の育成に重点をおいて取り組んでいる。

いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は「物理的な影響」を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にけんかのように

あっても、いじめられている児童の感じる被害性による見極めが必要である。

### 3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

いじめ防止対策委員会(補助機関としていじめ不登校対策委員会を置く)

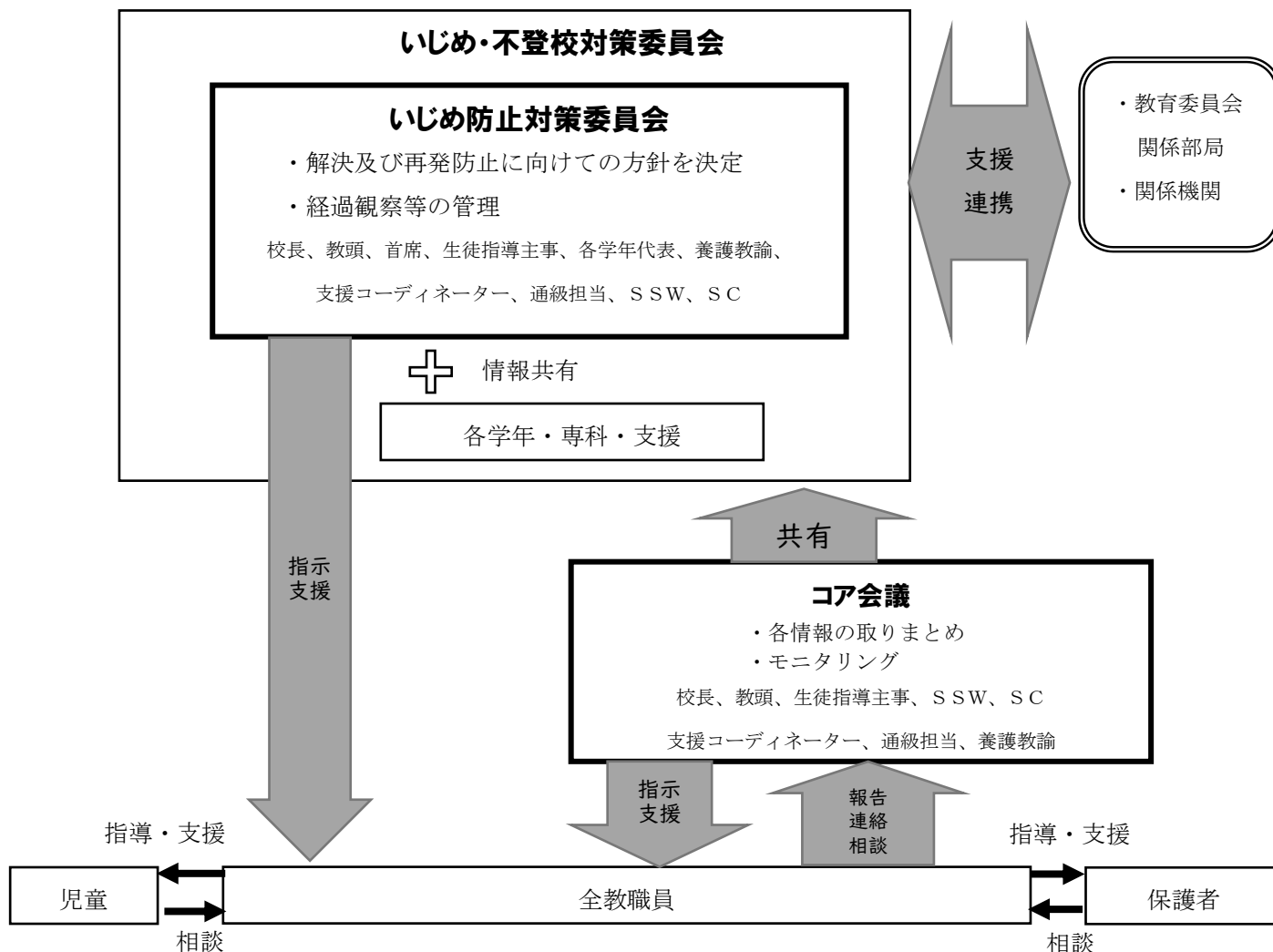
(2) 構成員

校長、教頭、大規模加配、各学年代表、養護教諭、支援学級代表、  
 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

(3) 役割

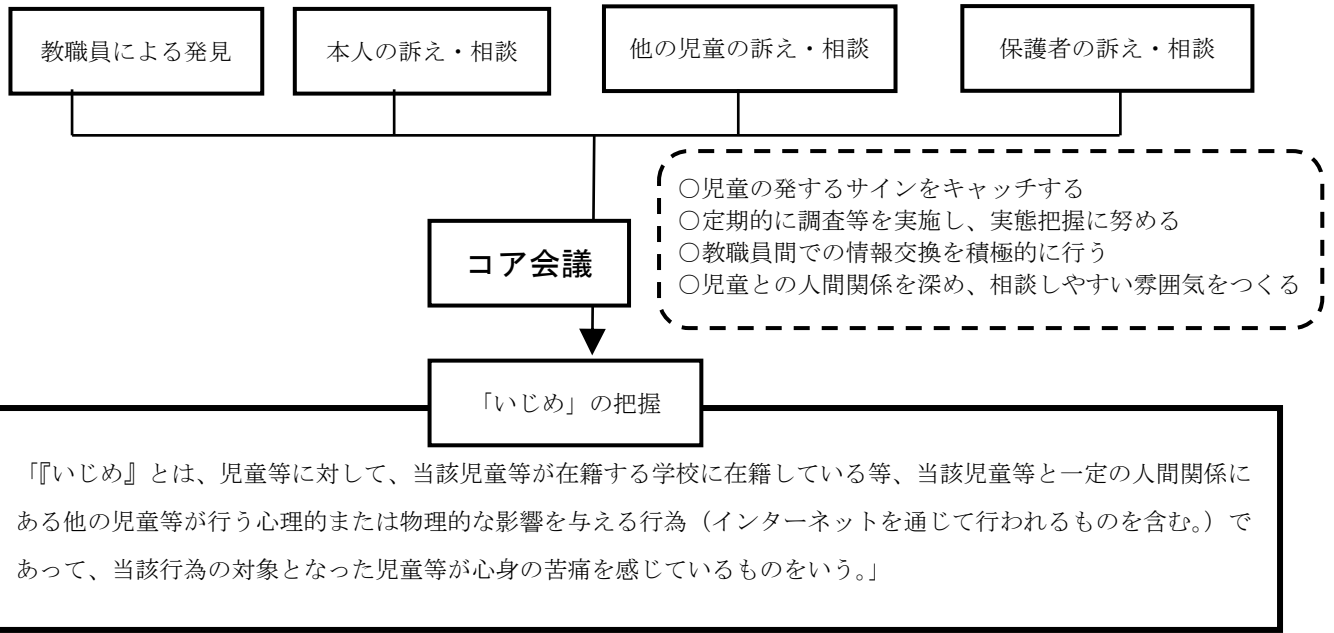
- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの早期発見と早期対応・教職員の抱え込み防止と情報の集約
- エ 事実関係の聴取・指導支援体制の決定・保護者との連携
- オ 教職員の資質向上のための校内研修
- カ 年間計画の企画と実施
- キ 年間計画進捗のチェック
- ク 各取組の有効性の検証
- ケ 児童に関する情報の共有
- コ 学校いじめ防止基本方針の見直し

#### いじめに対する校内児童支援体制（組織的対応）

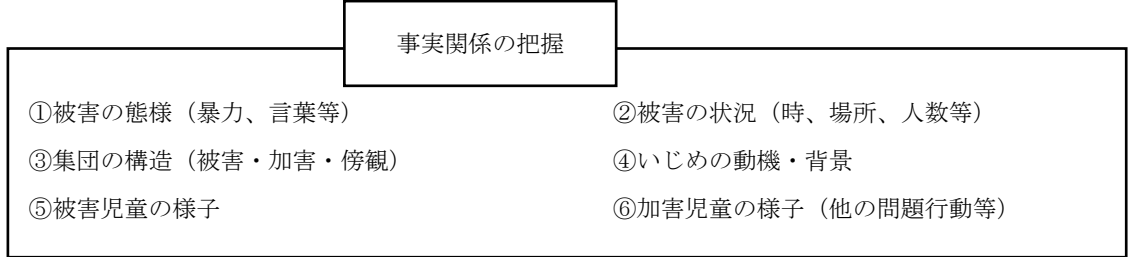


## 4 いじめ事案の対応フロー

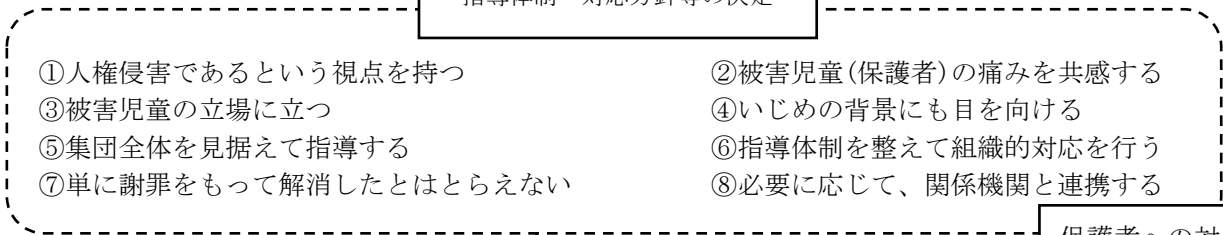
### 早期発見



### 緊急対応（いじめ防止対策委員会）



### 指導体制・対応方針等の決定



保護者への対応  
・訴えの傾聴  
・具体策の提示  
・協力依頼

被害児童への支援・援助	加害児童への指導	まわりの児童への指導
<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理的事実を受け止める</li> <li>・具体的支援策を示し、安心させる</li> <li>・良い点を認め励まし、自信を与える</li> <li>・人間関係の確立、拡大をめざす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実関係、背景、理由等の確認</li> <li>・不満、不安等の訴えを十分に聞く</li> <li>・被害児童の痛みにつづかせる</li> <li>・課題を克服するための援助を行う</li> <li>・役割を与え、所属感を高める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループへの指導</li> <li>・学級全体への指導</li> </ul>

### 中長期対応（コア会議）



## 5 年間計画

新田小学校 いじめ防止年間計画		
	児童に関して	教職員に関して
4月	保護者懇談・学級懇談会	いじめ防止基本方針の確認(入学式及び始業式) <sup>1</sup> 年間計画企画・作成
5月	兄弟学級交流(児童会)	
6月	第1回学校生活アンケート(いじめ防止)	生活アンケート分析→取組みの見直し
7月	個人懇談 1学期振り返り	個人懇談 振り返り分析
8月		校内研修会
9月		
10月	学級懇談会	学級懇談会 E S D学習発表会準備
11月	E S D学習発表会 第2回学校生活アンケート(いじめ防止) 学校教育自己診断	E S D学習発表会 生活アンケート分析→取組みの見直し 学校教育自己診断分析
12月	個人懇談 2学期振り返り	個人懇談 振り返り分析
1月		
2月	学級懇談会 第3回学校生活アンケート(いじめ防止)	学級懇談会 生活アンケート分析 各取組の有効性の検証 →学校評価 次年度指導方針等の検討
3月	1年間をふり返って	次年度指導方針等の検討
随時		いじめ防止対策委員会
毎月		いじめ・不登校対策委員会

## 6 取組状況の把握と検証(PDCA)

- いじめ・不登校対策委員会を月1回定期的に開催し、情報の共有を行う。
- 年間3回の学校生活アンケート(いじめ防止等)を分析し、取組状況の浸透度合いを把握するとともに、必要に応じて、年間活動計画の見直しを行う。

<sup>1</sup> 同時に、保護者に対してHP等を通じて、周知する。

## 第2章いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神が浸透している環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、児童が互いに議論する場を設ける等、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成・実施する。その中では、児童が自主的にいじめ問題について考え、議論する活動を具体的に取り入れ、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていく。

### 2 いじめの防止のための措置

- (1) 教職員は、未然防止の考え方を基に日々の学校生活の改善を図る。未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

また、児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という強い姿勢を持って指導にあたり、自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことである。

- (2) 自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むため、「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードとした「集団づくり」を中心に取組みを計画、実施していく。
- (3) 児童が学校で過ごす中で、一番長い授業の時間において、「わかる授業づくり」を進め、すべての児童が参加・活躍し、理解できる授業を実施できるよう工夫する。

また、授業改善の視点から、すべての教員が互いの授業を参観し合う機会を持ち、授業改善の方策や工夫について共有する。

さらに、授業規律についても、互いが共有し、新田小のスタンダードとして揃えていくべき事柄の検討と改善を行う。

- (4) 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりしないように、研修等を通じて人権感覚を養うとともに、常に自らの姿勢を振り返り、注意を図る。
- (5) 児童が主体となる活動場面を設定し、児童が互いのことを認めあったり心のつながりを感じたりしながら、自己有用感や自己肯定感を育むことができる取組みを進める。
- (6) 児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるため、児童が自ら気づく・学ぶ機会となる友達や社会との交流体験の場を計画的に取り入れていく。

例えば、新しい出会いを大切にした学級開き、人間について考える学級活動等、児童一人一人が傍観者とならず、自らの問題として、いじめについて議論する取組みを学級及び学年単位で、計画的に進めていく。また、外部講師や地域の方からの聞き取り等、実態に応じた取組みについても、随時取り入れる。

- (7) 教職員は児童がストレスを感じない学校づくりを進めるとともに、児童に対して、ストレスをコントロールする方法についても、教授を進め、他者の尊重や他者への感謝の気持ちを高めることにより、ストレスをコントロールする等の方法を身につけさせる。

- (8) 児童会においては、いじめや友だちのことを考える機会を設け、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるような働きかけを行う。

## 第3章 早期発見

### 1 基本的な考え方

児童が、自らSOSを発信すること及びいじめ情報を教職員に報告することは、多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、児童からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。

アンケート調査や個人面談の実施を計画的に行うとともに、それらの結果検証を通じて、組織的対応を計画的且つ弾力的に行う。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめを訴えやすい体制整備を進めるとともに、教職員については、いじめを許さない集団作りとともに、児童の何気ない言動の中から訴えを感じ取り、隠されているいじめの構図に気づく等、研修等を通して、いじめに対する理解を深めていく。

また、教職員は、一人で問題を抱え込まず、情報共有に努め、組織的対応を図る。

### 2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の基礎資料として、定期的なアンケートは毎学期行うこととし、いじめ防止対策委員会を中心に検証を行い、取組みについて見直しを図る。
- (2) 定期的な教育相談については、1学期の初めに保護者の要望に応じて「聞かせて懇談」、1学期の終わりと2学期の終わりに個人懇談の場を設け、情報の収集と対応に当たる。
- (3) 児童の日常観察については、日々の健康観察において、担任が児童の状況を確認することを入り口とし、個人ノートや生活ノート等も活用しながら、児童の状況を把握する。また、養護教諭から、保健室の様子を適時間き取り、参考とし、児童のささいな変化に気づき、情報に基づき速やかに対応する。
- (4) 気になる変化や行為等の情報を得た場合は、「5W2H」を押さえた情報を各学年のいじめ防止対策委員を通じて、速やかにいじめ防止委員会に報告し、教職員で共有する。また、得られた情報に応じて、いじめ防止対策委員会を即時招集し、対応方針を決定し、教職員全体で組織的に対応する。
- (5) 保護者との連携については、教職員は保護者から積極的な情報提供が得られるよう、信頼関係を構築することを心がける。  
また、地域の見守り隊など、日頃から児童の見守りを実施している団体等の方々からも、通学時の様子等の情報提供が得られるよう、関係づくりを心がける。
- (6) 教職員の定期的な情報共有の場については、週1回の職員朝会、月1回はいじめ不登校対策委員会や職員会議において、情報共有を図る。
- (7) アンケートや教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、プライバシーが守られるよう十分に配慮する。

## 第4章 いじめに対する措置

### 1 基本的な考え方

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職及びいじめ防止対策委員に対し、当該いじめに係る情報を報告し、いじめ防止対策委員会を中心とした教職員全体で情報を共有する。

情報共有を行った後は、他の業務に優先して、速やかに、事実関係を十分に確認するとともに、記録に基づいて、いじめ防止対策委員会で対応方針を決定し、組織的な対応を徹底し、被害児童を徹底して守り通す。

また、加害児童に対しては、当該の人格成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

これらの対応について、大阪府教育委員会作成「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考としながら、いじめ防止対策委員会の対応方針に沿って、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携下で取り組むものとする。

また、いじめは、単に謝罪をもって、安易に解消とすることはできないことから、「解消している状態」として、次に上げる2つの要件を満たすものとする。また、ただしこれらの要件が満たされている場合であっても必要に応じて、他の事情も勘案し判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること。また、その期間は3ヶ月を目安とする。

- ・ 心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを含む）止んでいる状態が、相当の期間継続していること。
- ・ 「相当の期間」は少なくとも3か月を目安とするが、被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又はいじめ防止対策委員会の判断により長期間を設定するものとする。
- ・ 教職員は、相当の期間が経過するまで被害・加児童の様子を含め、状況を注視（モニタリング）し、期間が経過した段階で、いじめ防止対策委員会で判断を行う。
- ・ 行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況注視（モニタリング）する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

- ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・ 被害児童及びその保護者に対し、心身苦痛を感じていないか担任が面談等より現認し、いじめ防止対策委員会に報告する。
- ・ いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全安心を確保するため、いじめ防止対策委員会にて、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応方針(対応プラン)を策定し、確実に実行する。
- ・ 「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察する。

## 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

教職員がいじめを発見、または通報を受けた場合、他の業務に優先して対応することとし、次の手順を基本として、組織的対応を図る。

### ◇すべてのレベルに共通する事項

- ・抱えこまず、「5W2H」を押さえた内容を記録し、管理職及びいじめ防止対策委員に報告する。
- ・いじめ防止対策委員は、いじめ防止対策委員会及び教職員へ報告し、内容を周知する。
- ・即日、いじめ防止対策委員会で対応方針を決定し、組織的対応を図る。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・被害・加害等、関係する児童の保護者対応は、家庭訪問等により直接面談することを基本とする。

### 【レベルⅠ】いじめの疑いのある場合

(具体例) □ことばによるからかい □無視 □欠席や遅刻が続く 等

※同様の行為を2回以上繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行う。

〔主な指導対応〕担任・学年教員・生活指導担当

- ・いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、早期に事実確認を行う等、即日対応する。
- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めるとともに、各担任を中心として、関係した児童等より、丁寧な事実確認を行う。
- ・事実確認の結果、いじめと認知された場合は、レベルⅡ～Ⅳへ移行する。

### 【レベルⅡ】「いじめられた」との訴えがあった、もしくはいじめを認知した場合①

(具体例) □悪口・陰口、軽度の暴言 □仲間はずれ □器物破損 等

※同様の行為を2回以上繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行う。

〔主な指導対応〕担任・学年教員・生活指導担当・管理職

- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、担任を窓口とし、複数で傾聴する等、組織的に対応する。
- ・相談や訴えを元に、関係した児童等より、丁寧な事実確認を行う。
- ・いじめを発見した場合は、その場でその行為を止めるとともに、関係した児童等より、丁寧な事実確認を行う。
- ・事実確認に基づき、いじめ防止対策委員会で対応方針を決定し、担任を中心に、学年、生活指導担当者等により、加害児童の指導を行う。
- ・同時に、必要に応じて、いじめの発生した学年等において、記名式の緊急学校生活アンケート(いじめ防止等)を実施し、他の児童の心身の状態とともに、その他のいじめが発生していないか確認する。
- ・加害児童の指導とともに、被害児童のケアを行い、保護者に面談等により、事実経過を報告し、連携を図る。
- ・管理職は教育委員会に事実関係について報告し、指導助言を受ける。
- ・いじめ防止対策委員会は、指導後の支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応方針(対応プラン)を策定する。

### 【レベルⅢ】いじめを認知した場合②

(具体例) □暴言・誹謗中傷行為 □強要・恐喝行為(被害等比較的軽度なもの)  
□暴力(被害等比較的軽度なもの) □著しい器物破損 等

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

〔主な指導対応〕 担任・学年教員・生活指導担当・管理職

- いじめを認知したその時点で、その行為を止めるとともに、速やかに、関係した児童等より、丁寧な事実確認を行う。
- 事実確認に基づき、いじめ防止対策委員会で対応方針を決定する。
- 管理職は、教育委員会や警察等、関係機関に事実関係を報告し、連携を図る。
- 担任を中心に、学年、生活指導担当者、管理職等により、加害児童の指導を行う。
- 同時に、必要に応じて、いじめの発生した学年等において、記名式の緊急学校生活アンケート(いじめ防止等)を実施し、他の児童の心身の状態を確認するとともに、その他のいじめが発生していないか確認する。
- 加害児童の指導とともに、被害児童のケアを行い、保護者に面談等により、事実経過を報告し、連携を図る。
- いじめ防止対策委員会は、関係機関からの助言を参考とし、指導後の支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応方針(対応プラン)を策定する。

### 【レベルⅣ】いじめを認知した場合③

(具体例) □重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為(金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの) 等

※被害児童の状況を考慮し、被害児童の保護・加害児童への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止の措置を講ずる。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

〔主な指導対応〕 担任・学年教員・生活指導担当・管理職

- いじめを認知したその時点で、その行為を止めるとともに、速やかに、関係した児童等より、丁寧な事実確認を行う。
- 事実確認に基づき、いじめ防止対策委員会で対応方針を決定する。
- 管理職は、教育委員会や警察等、関係機関に事実関係を報告し、連携を図る。
- 担任を中心に、学年、生活指導担当者、管理職等により、加害児童の指導を行う。
- 同時に、必要に応じて、いじめの発生した学年等において、記名式の緊急学校生活アンケート(いじめ防止等)を実施し、他の児童の心身の状態を確認するとともに、その他のいじめが発生していないか確認する。
- 加害児童の指導とともに、被害児童のケアを行い、保護者に面談等により、事実経過を報告し、連携を図る。
- いじめ防止対策委員会は、関係機関からの助言を参考とし、指導後の支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応方針(対応プラン)を策定する。

#### 【レベルV】いじめを認知した場合④

(具体例) 口極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為(態様・被害の程度・背景事情を考慮する) 等

〔主な指導対応〕担任・学年教員・生活指導担当・管理職

- いじめを認知したその時点で、その行為を止めるとともに、速やかに、関係した児童等より、丁寧な事実確認を行う。
- 事実確認に基づき、いじめ防止対策委員会で対応方針を決定する。
- 管理職は、教育委員会や警察等、関係機関に事実関係を報告し、連携を図る。
- 担任を中心に、学年、生活指導担当者、管理職等により、加害児童の指導を行う。
- 同時に、必要に応じて、いじめの発生した学年等において、記名式の緊急学校生活アンケート(いじめ防止等)を実施し、他の児童の心身の状態を確認するとともに、その他のいじめが発生していないか確認する。
- 加害児童の指導とともに、被害児童のケアを行い、保護者に面談等により、事実経過を報告し、連携を図る。
- いじめ防止対策委員会は、関係機関からの助言を参考とし、指導後の支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応方針(対応プラン)を策定する。

#### ◇重大事態について

- (1) 重大事態<sup>2</sup>が発生した場合には、管理職は、直ちに教育委員会を通じて、市長に連絡する。
- (2) 教育委員会の判断に基づき、調査等を行う。

---

<sup>2</sup> 重大事態とは次の場合をさす。

- ①いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと疑いがあると認めたとき。
- ②いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

### 3 いじめられた児童又はその保護者への支援

- (1) 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意し、以後の対応を行う。
- (2) いじめられた児童から、担任を中心として、複数で事実関係を聞き取る。その際、いじめられている児童に責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。
- (3) 家庭訪問等により、速やかに保護者に事実関係を伝える。その際、いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除く。
- (4) 状況に応じて、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。
- (5) 学校生活では、事態の状況に応じていじめ防止対策委員会で対応方針を決定し、複数の教職員の協力の下、当該児童の見まもり、いじめた児童の別室指導等、いじめられた児童の安全を確保し、組織的な支援体制を構築する。
- (6) いじめ防止対策委員会は、いじめられた児童にとって、信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携して対応する。また、状況に応じて、スクールソーシャルワーカー等の協力を要請する。さらに必要に応じて専門機関等との連携も含め、被害の心的外傷後ストレス障害(PTSD)等のいじめによる後遺症へのケアを行う。
- (7) いじめが解消したと思われる場合(第4章1)でも、教職員は継続して十分注意を払い、情報共有に努めるとともに、必要に応じて、支援を行う。

### 4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意し、以後の対応を行う。
- (2) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。一方、いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも留意し、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- (3) いじめが認知された場合、速やかにいじめを止めさせるとともに、いじめたとされる児童からも担任等で、事実関係の聴取を行う。その際、いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (4) 事実関係を聴取した後は、速やかにいじめた児童の保護者に対し、担任を窓口として連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう保護者に協力を求める。
- (5) いじめ防止対策委員会は、当該児童の継続的な指導とともに、保護者への継続的な助言について、対応方針を決定する。その際、必要に応じて、スクールソーシャルワーカー等の助言を得る。また、対応方針に基づき、担任を中心として、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールソーシャルワーカー等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する指導や助言を行う。

## 5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) 教職員は、いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。また、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう、担任を中心とし、学級や学年、学校全体で指導を重ねる。
- (2) 同時に、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童に対して、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させるよう、担任を中心とし、学級や学年、学校全体で指導を重ねる。
- (3) (1)(2)の指導においては、学級で話し合う等の活動を通じて、児童の中に、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるよう留意する。
- (4) 児童が、いつ自分が被害児童になるかわからないという不安を持たないように、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝え、「観衆」や「傍観者」をなくすよう努める。
- (5) いじめ事象から回復し、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団としていくため、担任が中心となり、児童一人一人の大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が組織的に支援し、児童が自らのよさを発揮し、同時に、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができ、安心して、学校生活を送れる学校体制を構築するよう努める。

## 6 インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、発見者は問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会に報告する。
- (2) 同時に、被害の拡大を避けるため、管理職は、プロバイダに対し、速やかに削除を求める等必要な措置を取る。また、必要に応じて、教育委員会や法務局等関係機関の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。
- (3) 関係児童の対応について、いじめ防止対策委員会で対応方針を決定し、聞き取り等を行う。その際は、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込んだ者への対応については、必要に応じ、管理職を通じて、法務局や所轄警察署等、外部機関と連携して対応を協議する。
- (4) 児童が悩みを抱え込まないように、法務局等関係機関におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付等の取組みについても周知に努める。
- (5) 教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめるとともに、保護者においても、これらについて理解が進むよう啓発に努める。